

# 中小企業組合等支援施策情報

## ■無料省エネ診断&省エネ改修等助成

民間事業者の省エネ・節電対策を支援するため、無料の省エネ診断を実施します。なお、省エネ診断で提案された省エネ改修を行う場合、県の補助金を利用することができます。

- 省エネ診断とは お申し込みをいただいた事業所に省エネの専門家を派遣し、具体的なエネルギーの使用状況等を調査・診断し、改善に向けた省エネ対策の提案を行います。
- 対象事業者要件 県内に事業所(本店、支店又は工場等)がある事業者のうち、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者など。
- 申込受付期間 平成25年1月31日(木)まで(先着50件)
- 申込方法 県のホームページから「省エネ診断申込書(様式第1号)」をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール、郵送、FAXでお申し込みください。

### 【申込・お問い合わせ先】

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギー班  
〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1  
TEL : 018-860-1573 / FAX : 018-860-3881  
メール : en-ondanka@pref.akita.lg.jp

## ■「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定

6月22日(金)、「平成24年度中小企業者に対する国等の契約の方針」(官公需についての中小企業の受注機会の増大を図るための方針)が閣議決定されました。

平成23年度の中小企業向け契約実績は、東日本大震災の復旧・復興事業において中小企業の積極的な活用を図ったこともあり、前年度比約3,991億円増の約3兆6,256億円となりました(前年度比約12.4%増)。

	契約目標額(契約率)	契約実績額(契約率)
22年度	約3兆8,656億円(56.2%)	約3兆2,265億円(52.4%)
23年度	約3兆7,915億円(56.2%)	約3兆6,256億円(52.7%)
24年度	約3兆8,312億円(56.3%)	—

### 「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の主なポイント

#### 第1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

##### (1)東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

- ・地域中小企業の適切な評価
- ・官公需を通じた被災地域への支援 など

##### (2)官公需情報の提供の徹底

- ・各府省、公庫等ごとの契約目標等の公表 など

##### (3)中小企業者が受注し易い発注をする工夫

- ・分離・分割発注の徹底
- ・調達・契約手法の多様化における中小企業者への配慮
- ・官公需適格組合等の活用
- ・調達手続の簡素・合理化 など

#### (4)中小企業者の特性を踏まえた配慮

- ・技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大
- ・地域中小企業者等の積極活用 など

#### (5)ダンピング防止対策等の推進

- ・適切な予定価格の作成
- ・低入札価格調査制度の適切な活用 など

### 第2 中小企業者向け契約目標

国等は、平成24年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の金額が、約3兆8,312億円、比率が56.3%となるように努めることを目標としています。

### 第3 官公需対策における政府一体の取組み

- ・方針の普及及び徹底等
- ・地方公共団体の施策 など

## ■平成24年度中小企業実態基本調査にご協力下さい

中小企業庁では、中小企業の育成及び発展に資するため、中小企業実態基本調査を毎年実施しております。7月下旬にお送りした調査票の提出にご協力ください。

### ① 中小企業実態基本調査とは

中小企業全般に共通する財務情報、経営情報等を把握するために、平成16年度より毎年実施している一般統計調査です。統計法に基づき、総務大臣の承認を得て実施しています。

### ② 調査の目的

中小企業基本法第10条の規定に基づき、中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、中小企業全般の経営等の実態を明らかにし、中小企業施策の企画・立案のための基礎資料を提供するとともに、中小企業関連統計の基本情報を提供するためのデータ収集を行うことを目的としています。

### ③ 調査する内容

- (1)企業の概要
- (2)海外展開について
- (3)平成23年度決算(個人企業の場合は平成23年)について
- (4)研究開発について
- (5)仕入先・販売先について
- (6)工事の受注について
- (7)受託の状況
- (8)委託の状況
- (9)中小企業の会計に関する基本要領について

### ④ 調査期間：平成24年7月中旬～8月31日(金)

\* 調査票の提出期限は8月31日(金)

### ⑤ お問い合わせ先

中小企業実態基本調査事務局

電話：0120-262-535(フリーダイヤル)